特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
3	固定資産税・都市計画税関係事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

朝霞市は、固定資産税・都市計画税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

固定資産税・都市計画税関係事務では事務の一部を外部業者に委託しているため、秘密保持に関 して契約に含めている。

評価実施機関名

埼玉県朝霞市長

公表日

令和7年4月1日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	固定資産税・都市計画税関係事務				
②事務の概要	【概要】 地方税その他の地方税に関する法律及び市税条例に基づき、本市内の土地、家屋及び償却資産を所有する納税義務者に対して、納税義務者からの申告または調査等により、固定資産税・都市計画税を課税する。				
③システムの名称	【特定個人情報ファイルを取り扱う業務】 固定資産税・都市計画税システム、統合宛名システム、中間サーバー・ソフトウェア				
2. 特定個人情報ファイル:					
固定資産税賦課情報ファイル、	土地情報ファイル、家屋情報ファイル、償却資産申告情報ファイル、償却資産物件情報ファイル				
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の16の項 並びに地方税法等				
4. 情報提供ネットワークシ	マステムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢>				
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の27の項 並びに地方税法等				
5. 評価実施機関における	担当部署 担当部署				
①部署	総務部 課税課 固定資産税係				
②所属長の役職名	総務部課税課長				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示・	訂正·利用停止請求				
請求先	朝霞市 市長公室 市政情報課 市政情報係 埼玉県朝霞市本町1丁目1番1号 電話048-463-1759				
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ				
連絡先	朝霞市 総務部 課税課 固定資産税係 埼玉県朝霞市本町1丁目1番1号 電話048-463-2875				
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した				
適用した理由					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			17年4月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]		<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満		
いつ時点の計数か		令和	17年4月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類					
	項目評価書] 施機関については、それぞ	れ重点項目評価書又	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載		
2. 特定個人情報の入手(作	情報提供ネットワークシン	ステムを通じた入っ	手を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[0]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	〒(委託や情報提供ネットワ	フークシステムを通じ	た提供を除く。) [〇]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	1]接続しない(入手) [〇]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	Г]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業			[]人手を介在させる作業はない			
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	固定資産税・都市計画税シス 証によって限定しており、アク	ステムへのアク クセス権限の遊	を入手するため、目的外の入手が行われることはない。また、 ウスが可能な職員は、ICカードとパスワードによる二要素認 動切な管理を行っている。各作業においては複数人での確認 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられ			

9. 監査					
実施の有無	[O]自己点検 []内部監査 []外部監査				
10. 従業者に対する教育・	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない				
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する				
最も優先度が高いと考えられ る対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 (選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発				
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。また、 固定資産税・都市計画税システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワードによる二要素認 証によって限定しており、アクセス権限の適切な管理を行っている。これらの対策により、目的外の入手 が行われるリスクへの対策は十分であると考えられる。				

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月2日	公表日	平成27年3月26日	平成28年8月2日	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない。
平成28年4月1日	 家人数	平成26年10月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない。
平成28年4月1日	扳百剱	平成26年10月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない。
平成28年4月1日	I 関連情報 5 評価実施機 関における担当部署 ②所属 長	課税課長安岡誠治	課税課長 清水 豊	事後	人事異動による変更のため、 重要な変更に該当しない。
平成29年4月1日	公表日	平成28年8月2日	平成29年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない。
平成29年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対 象人数	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない。
平成29年4月1日		平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない。
平成29年4月1日	I 関連情報 5 評価実施機 関における担当部署 ②所属 長	課税課長 清水 豊	課税課長 堤田 俊雄	事後	人事異動による変更のため、 重要な変更に該当しない。
平成30年4月1日	公表日	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない。
平成30年4月1日	I家人致	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない。
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取 扱者数	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない。
平成31年4月1日		平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない。
平成31年4月1日	I家人致	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない。
平成31年4月1日		平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない。
平成31年4月1日	Ⅳリスク対策	_	項目追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載 の変更のため、重要な事項に 該当しない。
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ②所属 長の役職名	課税課長 堤田 俊雄	総務部次長兼課税課長	事後	評価書の項目変更に伴う記載 の変更のため、重要な事項に 該当しない。
令和2年4月1日	公表日	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない。
令和2年4月1日	 家人致	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない。
令和2年4月1日	エーキハは判除項目 2 取	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない。
令和3年4月1日	公表日	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月1日	長の役職名	総務部次長兼課税課長	課税課長	事後	評価書の項目変更に伴う記載 の変更のため、重要な事項に 該当しない。
令和3年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対 象人数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない。
令和3年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取 扱者数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない。
令和4年4月1日		令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない。
令和4年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対 象人数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない。
令和4年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取 扱者数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない。
令和5年4月1日	公表日	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない。
令和5年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対 象人数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない。
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 2.取 扱者数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない。
令和5年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の27の項 並びに地方税法等	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の27の項 並びに地方税法等	事前	
令和6年4月1日	公表日	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない。
令和6年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対 象人数	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない。
令和6年4月1日	II しきい値判断項目 2.取 扱者数	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない。
令和7年4月1日		令和6年4月1日	令和7年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない。
令和7年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対 象人数	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない。
令和7年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取 扱者数	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない。
令和7年4月1日	IVリスク対策 8. 人手を介在 させる作業	_	項目追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載 の変更のため、重要な事項に
令和7年4月1日	IVリスク対策 11. 最も優先 度が高いと考えられる対策	_	項目追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載 の変更のため、重要な事項に 該当しない。